国際交流基金 日本語パートナーズ派遣事業 募集要項

<u>2025 年度(令和7年度)</u> 第3回募集

インド 2 期 ベトナム 13 期 台湾 11 期 インドネシア 25 期 モンゴル 1 期

応募期間 2025 年 10 月 15 日(水)~11 月 26 日(水)



国際交流基金 日本語パートナーズ派遣事業 募集要項

目次

1.	趣旨1
2.	活動内容1
3.	日本語パートナーズの派遣条件1
4 .	求める人材・適性2
5 .	日本語パートナーズの身分2
6.	行政手続き2
7.	募集人数・派遣期間・派遣先機関3
8.	応募から渡航までのスケジュール4
9.	応募5
10.	選考10
11.	内定から派遣まで11
12.	派遣の待遇等12
13.	派遣先国・地域での安全確保および支援体制14
14.	派遣の可否判断14
15.	事業情報の公開15
16.	個人情報の取り扱いについて15
17.	別表15

お問合せ

独立行政法人 国際交流基金 日本語パートナーズ事業部 事業第2チーム 募集選考担当

Eメールアドレス: nihongopartners@jpf.go.jp

※応募に関するお問合せは、電話ではなくEメールにてお願いいたします。

日本語パートナーズ事業ウェブサイト

ウェブサイト内の FAQ(よくある質問)も あわせてご覧ください。



https://asiawa.jpf.go.jp/partners/



1. 趣旨

国際交流基金(The Japan Foundation、以下 JF)は、日本 ASEAN 友好協力 50 周年(2023 年)を契機に、日本と ASEAN の次世代の交流促進と人材育成を目的とする包括的な人的交流事業「次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ー」を、令和6(2024)年度より 10 年間にわたり集中的に実施しています。

この取組は、JF が 2014 年~2023 年にかけて実施したアジアとの文化交流事業「文化の WA(和・環・輪)~知り合うアジア」を発展的に継承するものであり、特に ASEAN 各国から期待が大きかった「日本語パートナーズ事業」は派遣先と派遣人数を拡充して実施しています。

日本語パートナーズ派遣事業は、東南アジアを中心とするアジアの中学校や高等学校などに幅広い世代の人材を派遣し、現地の日本語教師と日本語学習者のパートナーとして、授業のアシスタントや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行い、アジアの日本語教育を支援します。同時に、日本語パートナーズ自身も現地の言語や文化についての学びを深め、アジアの架け橋となることを目的とします。

2. 活動内容

派遣先機関との協議を通じて決定しますが、想定される主な活動は以下の通りです。

- (1) 派遣先機関の日本語教師が行う授業への協力
- (2) 授業の教材作成等への協力
- (3) 授業や課外活動における生徒との交流(日本語での会話、文化活動への協力等)
- (4) 派遣先の JF 海外拠点等が実施する日本語教育事業への協力
- (5) その他、現地の要望に応じて実施する、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた 交流活動等

3. 日本語パートナーズの派遣条件

日本語パートナーズは、以下の派遣条件を守らなければなりません。

- (1) JF の定める派遣前研修(約4週間)に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国・地域の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の活動に専念し、滞在を他の目的(宗教、政治、営利等の目的)に利用しないこと
- (5) 派遣期間中は JF の許可なくして任地を離れないこと
- (6) 派遣期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後2か月以内に行われる帰国報告会に参加 すること
- (7) 決められた期日までに派遣開始3か月後の「中間報告書」および帰国後の「総合報告書」を提出すること



4. 求める人材・適性

日本語パートナーズは、現地の日本語教師や日本語学習者のパートナーとして活動するため、派遣 先の方々と一緒に協力しながら活動を行うことが求められます。日本語パートナーズとして公的な活動 を行うために派遣されていることを十分に理解し、自覚と責任をもって行動できることが非常に大切で す。

また、言葉はもちろん、宗教や習慣等も異なる生活環境では、お互いの考え方の相違や困難に直面 することもあります。現地の生活や行動様式、文化を学ぼうとする好奇心に加え、謙虚な姿勢かつ前 向きに問題解決に取り組める人物が望ましいです。

以下は、日本語パートナーズに求められる適性です。

- (1) アジアの人たちとの交流・コミュニケーションに対する熱意をもっている
- (2) 現地教師のサポート役として活動ができる
- (3) 厳しい環境の中でも生活できるバイタリティ・柔軟性・チャレンジ精神がある
- (4) 自助努力の精神、自覚と責任を持ち行動できる
- (5) アジアの社会、文化を学ぼうとする好奇心と謙虚さがある
- (6) 派遣終了後に日本語パートナーズで得た経験を活かす意欲がある

5. 日本語パートナーズの身分

JFと日本語パートナーズは、派遣に先立ち合意書を取り交わし、これによりJFは日本語パートナーズとしての活動を委嘱します。JFと日本語パートナーズは雇用関係にありません。また JF は、日本語パートナーズ派遣終了後の再就職のあっせん等は行いません。

6. 行政手続き

派遣に際しての市区町村や勤務先等での手続きについては、自身の責任にて関係各所にお問合せください。JF が日本語パートナーズにかわって確認や手続きを行うことはありません。親族等からの連絡を含め、JF へのお問合せはお控えください。

(1) 転出届

派遣期間は1年未満となりますが、手続きの要否および具体的な手続きについては、住民票のある市区町村窓口にご確認ください。

(2) 健康保険・年金

派遣に際しての手続きや保険料の納付方法については、市区町村や勤務先の担当窓口にご確認ください。



(3) 住民税

JF が滞在費から控除して納付することはありませんので、派遣前に納付の要否、手続き、納付方法等について、市区町村窓口にご確認ください。

(4) 雇用保険

会社等を退職し、雇用保険の手続きを行う場合には、所管のハローワークにお問合せください。 ※日本語パートナーズは雇用保険求職者給付の「受給期間の延長ができる理由」には該当しないとの見解を厚生労働省職業安定局雇用保険課に確認しています。

(5) 源泉徴収

派遣期間は1年未満となりますので、所得税法に基づき、滞在費の支払い時に国内居住者として 源泉徴収を行います。確定申告の要否、手続き等については、税務署にご確認ください。

7. 募集人数·派遣期間·派遣先機関

	募集人数	派遣期間	派遣先機関
(1) インド 2 期	8 名	2026 年 8 月~ 2027 年 3 月	中等教育機関 (高等学校相当)
(2) ベトナム 13 期	30 名	2026 年 8 月~ 2027 年 6 月	中等教育機関 (中学校·高等学校相当)
(3) 台湾 11 期	15 名	2026 年 9 月~ 2027 年 6 月	中等教育機関 (高等学校相当)
(4) インドネシア 25 期	60 名	2026 年 9 月~ 2027 年 2 月	中等教育機関 (高等学校相当)
(5) モンゴル 1 期	5 名	2026 年 10 月~ 2027 年 5 月	中等教育機関

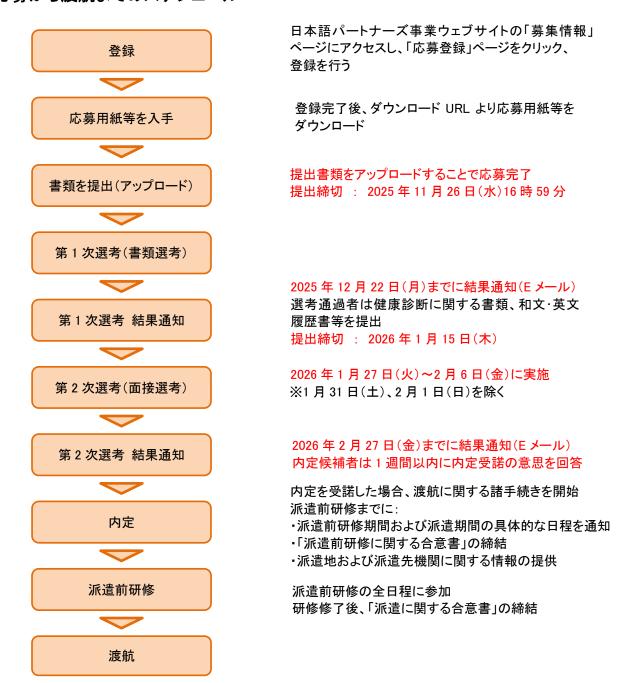
- ※ いずれも予定のため、今後の状況により変更の可能性があります。
- ※ 上記(1)~(5)は併願し希望順位をつけることができます。詳細は応募用紙をご覧ください。
- ※ 上記募集人数には、別途実施する推薦プログラムの募集人数を含みます。
- ※ 日本語パートナーズ個人の事情による派遣期間の短縮、延長および緊急時を除く日本への一時帰 国はできません。



※ 派遣の実績は、日本語パートナーズ事業ウェブサイト

(https://asiawa.jpf.go.jp/partners/overview/achievements/)をご覧ください。

8. 応募から渡航までのスケジュール





9. 応募

(1) 応募要件

【以下ア〜ケのすべてを満たしていることが必要です】

- ア、本事業の趣旨および派遣制度を理解し、アジアの架け橋となる志をもっていること
- イ. 現地の一般的な水準の生活環境(住居、暮らしぶり等)に対応できること
- ウ. 生年月日が以下の期間内であること
 - ※ 現地政府の要請等を踏まえて設定しています。

(ア) インド 2 期: 1956 年 10 月 1 日から 2005 年 11 月 26 日まで

(イ) ベトナム 13 期: 1956 年 10 月 1 日から 2005 年 11 月 26 日まで

(ウ) 台湾 11 期: 1956 年 11 月 1 日から 2005 年 11 月 26 日まで

(エ) インドネシア 25 期: 1958 年 3 月 1 日から 2005 年 11 月 26 日まで

(オ) モンゴル 1期: 1956年12月1日から2005年11月26日まで

- エ、日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- オ. 以下の英語力を有すること

(ア)ベトナム 13 期・台湾 11 期・インドネシア 25 期・モンゴル 1 期

身近で日常的な事柄について、短い簡単なやりとりができること(※CEFR の A2 相当以上)

(イ)インド2期

身近な話題で準備なしにやりとりできるだけでなく、トラブルや苦情等の不測の事態にも対処できる(※CEFRの B1 相当以上)

- ※CEFR(Common European Framework of Reference for Languages)は、外国語学習者の言語運用能力を示す共通の指標です。
- カ. JF が指定する派遣前研修の全日程(合宿形式)に参加できること
- キ. SNS、ウェブサイト等を活用して、本事業の広報や活動に関する情報発信に協力できること
- ク. 基本的なパソコン操作ができること(Eメールの送受信、Teams でのやり取り、Word や Excel、Power Point 等を使って簡単な文書や資料の作成、オンライン会議(Zoom、Teams)の参加等)
- ケ. 応募時点で他の日本語パートナーズの内定者または派遣中でないこと

【ベトナム 13 期、モンゴル 1 期を希望する方】

現地での活動や滞在査証取得のため、アーケに加えてコ. も満たしていることが必要です。

コ. 応募時点で学士号以上の学位を取得していること(4年制大学卒業など)

【インドネシア 25期を希望する方】

現地での活動のため、アーケに加えてサーも満たしていることが必要です。

- サ. 応募時点で学士号以上の学位を取得できる機関に所属していること(4年制大学在学中など)、 または学士号の学位を取得していること(4年制大学卒業など)
- ※学歴に関する要件の詳細は、p.15にある【別表1】を参照ください。



(2) 応募の手順

1. 登録する

日本語パートナーズ事業ウェブサイト「募集情報」ページ

(https://asiawa.jpf.go.jp/partners/apply/)の「<u>応募登録する</u>」をクリックし、登録をしてください。

2. 「登録完了と書類提出に関するご案内」の E メールを受け取り、応募用紙等を ダウンロードする

「登録完了と書類提出に関するご案内」のEメールが届きます。

「登録完了しました」の画面または「登録完了と書類提出に関するご案内」の E メール にあるダウンロード URL をクリックし、応募用紙と推薦状(推奨様式)をダウンロードしてください。

※送信専用アドレス(nihongopartners@asiawa.jpf.go.jp)からEメールが届きます。登録時に入力したEメールアドレスにて、JFからの送信専用Eメールを受信できる設定にしてください。

3. 提出書類を準備する

応募用紙に必要事項を記入し、応募用紙とその他の提出書類をそろえてください。 ※応募用紙には、「登録完了と書類提出に関するご案内」の E メール本文に記載の 登録番号(4桁)を記入してください。

4. 書類をデータで提出する(提出後、「応募が完了しました」の E メールが届きます)

「登録完了と書類提出に関するご案内」の E メール本文にあるアップロード URL をクリックし、応募書類提出(アップロード)フォームに登録番号以下個人情報を登録の上、提出書類をアップロードしてください。アップロードをもって応募が完了します。

- ※応募用紙等をダウンロードし、「0.【重要】応募に関する注意事項」の内容をよくお 読みください。指定された通りの書類作成およびアップロードができていない場合は 書類不備として選考終了となることがあります。
- ※アップロードは1人1回のみ、原則差し替え不可とします。やむを得ない理由により、差し替えが必要な場合は提出締切時間までに Eメール(目次ページ参照)でご連絡ください。



(3) 提出書類

※第3回募集の複数の派遣先を併願する場合でも、書類提出は1部のみで結構です。

- ア. 応募用紙
- イ. 推薦状 1 通
- ウ. 学歴に関する証明書

希望する派遣先によって異なります。

- (ア)ベトナム 13 期およびモンゴル 1 期を希望する場合 学士号以上の学位の取得を証明できる卒業証明書または修了証明書 1通
- (イ)インドネシア 25 期を希望する場合

以下のいずれかを1通

- ・学士号の学位の取得を証明できる卒業証明書
- ・学士号の学位が取得できる機関に所属していることを証明できる在学証明書 ※修士号や博士号に関する証明書の提出は任意です。
- (ウ)ベトナム 13 期、インドネシア 25 期、モンゴル 1 期を希望しない場合 以下のいずれかを1通
 - 最終学歴の卒業証明書または修了証明書
 - 在学証明書

※学歴に関する証明書の詳細は、p.15にある【別表2】を参照ください。

【推薦状について】

- ア. 様式および記載内容 A4 用紙1枚程度
 - (ア) 推奨様式を使用する場合

「登録完了と書類提出に関するご案内」の E メール本文にあるダウンロード URL より、 推薦状の推奨様式をダウンロードしてください。

(イ) 推奨様式を使用しない場合

推薦状は推奨様式を使用しなくても構いませんが、以下の必要項目を記載してください。

- ・ 宛先(国際交流基金)
- 推薦状作成日
- ・ 推薦理由(2ページの 4. 求める人材・適性を踏まえ、理由を記載してください)
- 推薦状作成者に関する情報:氏名、応募者との関係、Eメールアドレス
- イ. 推薦状作成の依頼

応募者の人柄、学業や仕事等の実績をよく知る方に作成を依頼してください。

- (ア) 以下に該当する方に対し、推薦状作成を依頼することは出来ません。
 - ・応募者の親族
 - ・応募の時点で JF に勤務している者および JF の業務を請け負っている者



- ・現在派遣中の日本語パートナーズおよび日本語パートナーズの内定候補者
- ※JF 関係者であるか否かについては、推薦状の作成を依頼する際に、依頼する方に あらかじめご確認ください。ご不明な点がある場合は、お問合せください。
- (イ) 以下は推薦状作成依頼をする人の例です。必ずしもこれらの人でなくても構いません。
 - ・ 学生の場合:ゼミの指導教官等
 - ・ 社会人の場合:これまでの勤務先や所属機関の関係者等
 - ・ 日本語教師養成講座を受講している場合:講座の担当講師等
 - ・地域のボランティア活動やサークル活動に参加している場合:所属団体の代表者等 ※記載内容について推薦状作成者に照会する場合があります。
- ウ. 推薦状の使用言語は、和文もしくは英文のみ認めます。ただし、<u>英文の場合は、和文の翻訳を添付してください。</u>英文の場合も、推奨様式を使用する必要はありませんが、必要項目を記載してください。

【学歴に関する証明書について】

- ア. 最終学歴の証明書は、最終学歴の機関が発行する「卒業(修了)証明書」を提出してください。 卒業時に学校から授与される卒業証書、学位記、修了証書または成績証明書は不可です。
- イ. 在学証明書は、2025年4月1日以降に発行されたものを提出してください。その他の証明書については、発行年月日の指定はありません。
- ウ. 在籍校および最終学歴の機関は、文部科学省の認定校(各種学校除く)のみ認めます。 日本語教師養成講座等は含みません。
- エ. 海外の教育機関の場合は、学士号以上の学位証明ができる書類のみ認めます。
- オ. 英語以外の外国語で記載されている場合は、和文の翻訳を添付してください。

(4) 応募時の留意事項

- ア. 以下に該当する方は、応募用紙提出時までに E メール(目次ページ参照)でご連絡ください。
 - (ア) 重国籍の方
 - (イ) 2026 年 3 月以降も有効な日本以外の滞在資格、査証(ビザ)等を持っている方
 - (ウ) 公用旅券の発給を受けている方、今後受ける予定の方
 - (エ) 障がいがあること、性的指向または性自認、思想・信条等により、応募や選考、派遣前 研修および本事業の活動や派遣先での生活に不安を感じられる方
 - ※上記に該当することが採否の判断に影響することはありませんが、派遣先の状況により、派遣先機関等が限定される場合があります。また、第 1 次選考通過時に提出いただく「健康診断個人票」および「健康自己申告書」、「和文·英文履歴書」には、手続きに必要であるため戸籍上の性別を記載いただきます。
- イ. 応募者本人の控えとして、応募書類のコピーを必ず保管しておいてください。
- ウ. 応募用紙は、手書き、パソコン入力作成のいずれも受け付けますが、パソコン入力を推奨し



ています。どちらでも選考への影響はありません。

- エ. 提出書類作成にかかる費用は応募者の負担とします。
- オ. 応募書類の提出完了および内容確認に関する照会対応は行っておりません。
- カ. 日本語パートナーズ経験者が、帰国後に再応募することは可能ですが、できるだけ多くの方 に派遣機会を提供するため、一度も派遣されていない応募者を優先します。
- キ. 応募にあたり、特定のワクチン接種に関する要件はありません。ただし、今後、日本および派遣先での感染症の流行等が発生した場合に、派遣先政府による規制または要請等に基づき、募集開始後や内定後に新たな条件が課せられる場合があります。

【インド2期を希望する方】

ク. 今後の応募者の選考および派遣先機関選定に際し、インド政府の方針により、日本語教育 に関する知識や経験がある応募者を優先する可能性があります。

(5) 応募期間

2025年10月15日(水)~11月26日(水)

書類提出締切:11月26日(水)16時59分

- ※ 書類のアップロードをもって応募が完了します。
- ※ 郵送や持ち込み、Eメールでの提出は受け付けません。
- ※ 締切後の応募は受け付けられませんので、時間に余裕をもって準備・提出してください。



10. 選考

1. 第1次選考(書類選考)

提出書類に基づいて選考を行い、結果を E メールにて通知します。1 次選考通過者には健康診断に関する書類、和文・英文履歴書を提出いただきます。

結果通知(Eメール): 2025年 12月22日(月)までに通知

2. 第1次選考通過者 提出書類

詳細は、第1次選考通過者に連絡します。

(1) 健康診断に関する書類

以下の書類は、渡航判定を実施する専門医療機関に提供します。

- ·健康診断個人票(日英併記版)(指定様式)
 - ※指定様式にしたがい、各自健康診断ができる機関、または医療機関で受診してください。 健康診断費用は、応募者の負担とします。
- ※検査項目は「海外派遣労働者の健康診断(労働安全衛生規則第45条の2)」の項目を準用しています。「健康診断個人票」は、当基金ホームページのFAQ「健康診断について」に掲載しています。(https://asiawa.jpf.go.jp/partners/faq/health/)
- ·健康自己申告書(指定様式)
- (2) 和文·英文履歴書(指定様式)

派遣先政府および派遣先機関が応募者の経歴を確認するためのものです。

第 1 次選考通過者にあわせて送付する記入例(和文・英文)をもとに作成してください。

提出締切 : 2026 年 1 月 15 日(木) 12:00(正午)

3. 第2次選考 (面接選考)

第2次選考はオンラインにて行います。日時は、以下の期間でJFが指定し、第1次選考結果通知の際にお知らせします。日時の変更は原則認めません。(面接時の通信費等は応募者の負担)日時 : 2026年1月27日(火)~2月6日(金)に実施 (9:30~18:30のうち、30分程度)

※2026年1月31日(土)、2月1日(日)を除く

結果通知(Eメール): 2026年2月27日(金)までに通知

4. 補足事項

- ・全ての応募者に結果を通知します。
- ・採否理由、選考過程等についての問い合わせには一切応じられません。
- ・第 1 次選考結果通知から、健康診断書類の提出までの期間が限られています。<u>予め各自で検</u>査可能な健診機関・医療機関を調べ、必要に応じて事前に予約いただくことを推奨します。
- ・第 2 次選考では、第 1 次選考後に提出いただく「健康診断個人票」および「健康自己申告書」の内容も考慮し、日本語パートナーズとしての適性を総合的に判断します。健康判定審査基準はお伝えできませんが、ご参考までにウェブサイトの FAQ(https://asiawa.jpf.go.jp/partners/faq/)で派遣不可となる可能性のある疾患例を掲載しています。



11. 内定から派遣まで

(1) 内定通知・渡航手続き等

- ア. 第2次選考終了後、内定候補者に内定を通知します。その際、「意思確認書」を送付し、内定の受諾または辞退の意思を確認します。
- イ. 手続きに必要な書類が期限までに提出されない場合、および JF から連絡が取れない状況 が続く場合、内定を取り消すことがあります。
- ウ. 内定を受諾した場合は、「内定者」となり、公用旅券発給等の渡航手続きが開始されます。渡 航手続きでは、戸籍に関する書類や各種書類、証明写真等の提出を依頼するほか、派遣に かかる文書の取り交わし行います。
- エ. 渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、JF からの書類送付先は国内に限ります。 また、提出締切の延長等は認められません。
- オ. 内定者には、派遣前研修開始までに派遣地や派遣先機関に関する情報を提供します。いずれも JF が決定し、派遣地や派遣先機関を内定者が選ぶことはできません。
- カ. 派遣先機関の決定に際しては、以下の能力、経験等を考慮する場合があります。
 - ・現地語の能力
 - ・仕事による駐在経験、もしくは留学による滞在経験
 - ・日本語教育に関する知識や経験

【台湾 11 期内定の方】

- キ. 査証(ビザ)申請のため 2026 年 8 月以降日本国内にいる必要があります。詳細は内定通知 時または派遣前研修時にお知らせします。
- ク. 内定の方には、本邦での「犯罪経歴証明書」を取得、提出いただきます。

【モンゴル1期内定の方】

ケ. 内定の方には、本邦での「犯罪経歴証明書」を取得、提出いただきます。

(2) 派遣前研修

派遣前研修は、現地の生活・活動に必要な現地語の習得、任地事情および現地の日本語教師への協力方法等の知識を身につけるためのものです。合宿形式で行い、約4週間にわたり実施するすべての研修プログラムを修了しなければなりません。忌引きや体調不良等、JFがやむを得ないと判断する事由以外での欠席は認められません。

	現地語研修	日程(予定) 4 週間程度	実施場所(予定)
ベトナム 13 期	ベトナム語	2026 年 5 月上旬 ~6 月上旬	JF 関西国際センター (大阪府泉南郡田尻町)
インド 2 期	英語		
台湾 11 期	台湾華語	2026 年 6 月中旬 ~7 月中旬	JF 日本語国際センター (埼玉県さいたま市)
モンゴル 1 期	モンゴル語		
インドネシア 25 期	インドネシア語	2026 年 8 月上旬 ~8 月下旬	JF 関西国際センター (大阪府泉南郡田尻町)

- ※状況により、派遣前研修の実施形式や期間に変更の可能性があります。
- ※JFは、内定者の居住地最寄り駅から研修所までの往復旅費(日本国内の移動のみ)を支給し、 宿泊施設、食事を提供します(もしくは食費の一部補助額を支給)。これら以外の費用は自己負担となります。

(3) 内定後から日本出発までの留意事項

以下に該当する場合は、派遣内定を取り消す場合があります。

- ア. 内定から日本出発日までの間に、病気、けがおよび体調不良等により派遣先での業務が困難と JF が判断した場合
- イ. 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に関する適性が不十分であると JF が判断した場合
- ウ. 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合
- エ. 派遣先政府により、査証取得や渡航に際し新たな条件が設けられ、その条件を満たさなかった場合

12. 派遣の待遇等

JF の規程に基づき旅費、滞在費を支給するとともに、住居の提供を行います。

(1) **赴任形態** 単身赴任

(2) 滞在費

	滞在費(月額)
インド	165,000円程度
ベトナム	120,000~130,000円程度
台湾	160,000円程度
インドネシア	125,000~135,000円程度
モンゴル	150,000円程度

- ※滞在費は源泉徴収の対象になり、上記はいずれも源泉徴収後の金額です。
- ※滞在費の額は、派遣地の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じて JF が定めた額です。
- ※JF の規程および所得税法が改定された場合、滞在費の額が増減することがあります。

(3) 住居

派遣先の住居は、JF が提供します。

- ※日本語パートナーズが住居を手配したり、選択したりすることはできません。
- ※住居賃料は JF が負担します。
- ※光熱費、通信費等は日本語パートナーズが滞在費から負担していただきます。

(4) 往復航空券

日本と任地の往復航空券(エコノミークラス)を支給

(5) 赴帰任の際の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの日本国内交通費(順路直行)を支給

(6) 赴帰任の際の支度料等

支度料(赴任時のみ)、移転料、着後手当を支給

※旅費法改正に伴い、JF の規定が改正され、赴帰任の際の支度料等の額が変更される場合があります。

(7) 業務に必要な教具等

JF が業務上必要と認める教材、機材は現物支給、もしくは貸与 派遣期間中の文化紹介や授業等で必要となる消耗品の購入につき、実費額を支給(上限あり) ※JF は PC を貸与しませんので、必ずご持参ください。

(8) 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として実費を支給



(9) 海外旅行保険

JF が以下の補償内容の海外旅行保険を手配

傷害死亡保険金最高 5,000 万円傷害後遺障害保険金最高 5,000 万円治療・救援費用保険金最高 5,000 万円疾病死亡保険金最高 3,000 万円

※既往症(出発前にかかったことのある病気・けが)、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、 出産、早産または流産に起因した疾病等は保険適用外です。派遣期間中に、保険適用外の疾 病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。

※JF は保険会社から実際に支払われる補償額を超える補償は行いません。

(10) 派遣前の予防接種費用

派遣先地域で罹患するリスクのある疾病のうち、JF が指定するものについては渡航前に予防接種を完了することが推奨されます。これら予防接種の費用は JF が一部補助しています。また、内定後の派遣前研修期間中に集団予防接種の機会を設けます。

13. 派遣先国・地域での安全確保および支援体制

海外で生活するにあたっては、災害や治安悪化等の緊急事態に対する準備と「自分の身は自分で守る」という心構えが必要ですが、派遣期間中は JF、現地日本国大使館・総領事館等が連携を取り、各地に派遣されている日本語パートナーズが任地での活動を安全かつ円滑に進められるように支援します。

なお、応募の際にはあらかじめ外務省海外安全ホームページにおいて現地の安全情報を入手、確認してください。

※外務省海外安全ホームページ: https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html

14. 派遣の可否判断

JF は、外務省が発表する海外安全情報の危険情報および感染症危険情報レベルや、入国時の制限とその内容(感染症の場合の移動制限等)、現地の医療体制や社会情勢、緊急時の対応状況等の観点から、総合的に判断して日本語パートナーズの派遣を決定しています。

なお、派遣が延期、変更または中止となった場合に、JF は経済的な補償を行いません。



15. 事業情報の公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出のあった申請書類等は開示されます。

16. 個人情報の取り扱いについて

以下 URL をご参照ください。

https://asiawa.jpf.go.jp/assets/uploads/sites/2/2023/04/oi0wvjweicxz89.pdf

※本事業に応募された方は、上記の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

以上

17. 別表

【別表1】

9. 応募(1)応募要件 の学歴に関する要件

	中学卒業	高校卒業	短大 (高専) 卒業	4年制大学 在学中	4年制大学 卒業	大学院 在学中	大学院 修了
ベトナム							
モンゴル		応募不可					
インドネシア							
台湾				応募可能			
インド							

【別表2】

9. 応募(3)提出書類 イ. 学歴に関する証明書

	中学卒業	高校卒業	短大 (高専) 卒業	4年制大学 在学中	4年制大学 卒業	大学院 在学中	大学院 修了
証明書	卒業証明書	卒業証明書	卒業証明書	在学証明書	卒業証明書	在学証明書	修了証明書
ベトナム					0	0	0
モンゴル					0	0	0
インドネシア				必須	必須	任意	任意
台湾	0	0	0	0	0	0	0
インド	0	0	0	0	0	0	0

[※]インドネシアを希望する場合は、4年制大学の在学証明書または卒業証明書を1通提出してください。ほかの派遣先の希望の有無にかかわらず、修士号や博士号に関する証明書の提出は任意となります。

[※]インドネシアを希望しない場合は、在学中または最終学歴の証明書を1通提出してください。